

総務省におけるPPP／PFIの取組について

平成26年2月
総務省

- 厳しい財政制約の中で公共施設の老朽化が進む現状を踏まえると、PPP／PFIによる民間の資金やノウハウの活用は重要。
- 内閣府（PFI推進室）が中心となって関係省庁が連携する枠組みの下で、総務省としても「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平25.6.6民間資金等活用事業推進会議決定）の取り組みの推進に努める。

1 地方財政措置

地方公共団体がPFI事業を実施した場合、従来型事業として実施した場合と比較して、財政上不利にならないように地方財政措置。

- 国庫補助事業・・・地方公共団体が支出を行うに当たって、直営事業の場合と同種の地方債をその財源とすることができることとし、直営事業の場合に当該地方債の元利償還金に対して地方交付税措置を講じている場合には、同様の地方交付税措置を講じる。
- 直営事業の場合に施設の種類に応じた財政措置の仕組みがある地方単独事業（＝地方財政措置がある地方債の起債が可能な施設）・・・地方公共団体が整備費相当分を負担する場合、当該負担額の合計額に対し、直営事業の地方債の充当率、交付税措置率等を勘案して財政措置の内容が同等となるように、交付税措置を講じる。

2 地方公共団体への周知

地方公共団体に対し、PFI事業の円滑な実施の促進を依頼するため、アクションプラン等についての通知を発出（平成25年6月）。

3 公共施設等運営権制度導入手続きに関する調査研究

地方公共団体における公共施設等運営権制度の導入を促進する観点から、公共施設等運営権制度及び指定管理者制度を一体的に運用する際の手続の詳細について、調査研究を実施。

4 PFIの推進に関する行政評価・監視

PFI事業を推進する観点から、PFI事業の概況及びアクションプランに基づく国の取組状況とあわせて国や地方公共団体における支援の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために行政評価・監視を実施。

公営企業会計制度の見直しと地方公会計の整備促進

1. 現状・課題

【公営企業会計】

- 事業・サービスの拡充が求められた時代と比べて、人口減少社会、インフラ強靱化・更新・縮小時代へ転換する中で、経営革新や経営判断に必要な損益の認識、資産・負債の把握等を正確に行う必要が強くなっている。
- 民間の企業会計基準が大幅に変わるとともに、他の公的部門（地方独法、地方公会計等）も企業会計原則を基本とした考え方を取り入れる中であって、できる限り企業会計基準との整合を図るための改正を行った。

【地方公会計】

- 現行の現金主義による決算情報の開示に加えて、複式簿記・発生主義といった企業会計の考え方及び手法を参考として財政状況を分かりやすく開示し、財政運営の効率化・適正化を推進していくことは重要。
- 各地方公共団体において財務書類の作成が着実に進んでいるものの、現行の財務書類の作成方式は複数あり、比較可能性の確保等に課題があるほか、多くの地方公共団体において、公共施設の管理等に資する固定資産台帳の整備等が進んでいない。

2. 公営企業会計の見直しの概要

I 資本制度の見直し

※H24.4.1から適用

- 法定積立金の積立義務廃止
- 利益・資本剰余金の処分に関する法令の規制を撤廃
- 資本金の額の減少を可能に

II 地方公営企業会計基準の見直し

※H26予決算から適用

- 長期借入金の負債計上（借入資本金の廃止）
- 補助金等により取得した固定資産の償却義務化と補助金等の収益計上
- 引当金の計上義務化 等

3. 地方公会計の整備促進の概要

- ・財務書類の作成モデルを示し、企業会計の考え方に即した財務書類の整備を地方公共団体に要請（平成18年度～）
- ・平成23年度決算に係る財務書類の作成済又は作成中の団体は95.6%であり、このうち、固定資産台帳整備済の団体は17.9%

取組方針

- ・今後の地方公会計の整備促進に向け、統一した基準の設定が必要
- ・公共施設の管理・更新や活用の充実の観点から、固定資産台帳の整備等は必要不可欠



- ・今年度中を目途に新たな基準や固定資産台帳整備の指針等を取りまとめ
- ・各種マニュアルの整備を図り、新たな基準による財務書類の作成を要請

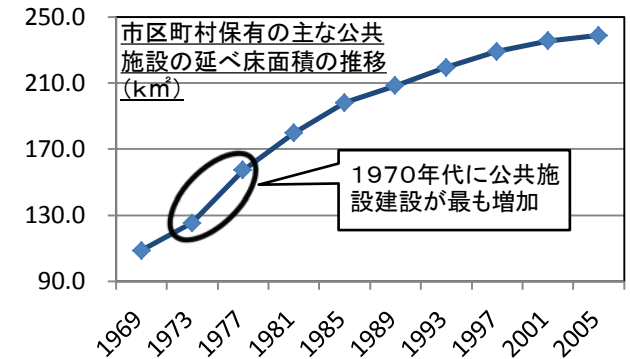
公共施設等の総合的な管理により老朽化対策等を推進

1. 背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況が続き、財源には限界がある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併によって、相対的に施設が過剰になっている状況にある。

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。

【公共施設状況調査】



2. 取組

①「公共施設等総合管理計画」の策定要請

地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理する計画の策定を地方公共団体に要請

②計画策定に対する支援

- ・人口動向や財政・施設の状況等の実情を踏まえ、かつ、全施設類型にわたる横串の計画となるよう、留意事項等を助言
- ・計画策定に要する経費について、地方財政措置
- ・計画に基づく施設の解体撤去事業への地方債の充当を認める特例措置を創設

計画を実行する上でPPP/PFIは有効な手段であり、計画の策定に際して、積極的な活用を検討を促していく。(「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(案)の概要について」(平成26年1月24日事務連絡)において、計画の策定に際してPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう言及)

